

## 待機児童解消に向けた取組

### 〈待機児童解消に向けた取組〉

安倍内閣は、待機児童問題を最優先課題と位置付け、2013（平成25）年4月に「待機児童解消加速化プラン」を発表した。待機児童解消加速化プランでは、待機児童解消に向けて平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保することとしており、その結果、保育の受け皿は大幅に拡大してきている（図1）。

その一方で、女性の就業が大きく進み、子

ども・子育て支援新制度が施行されたことなどにより、保育の利用申込者数は大幅に伸び（図2）、2015（平成27）年4月時点の待機児童数は5年ぶりに増加した（図3）。

そのため、2015年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「待機児童解消加速化プラン」に基づく整備目標を40万人から50万人に上積みして、更に取組を強化している。

### 待機児童の状況及び待機児童解消加速化プランの状況について

図1 保育拡大量の推移

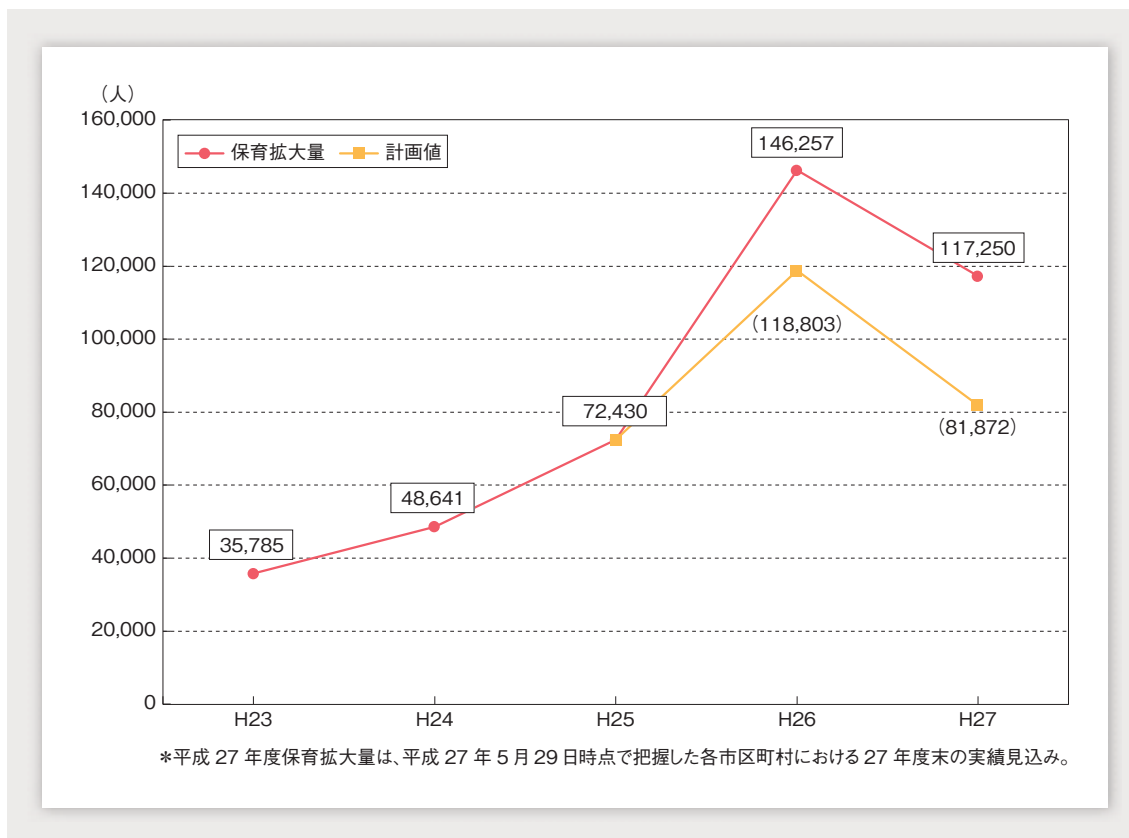


図2 申込者数の対前年増加人数の推移

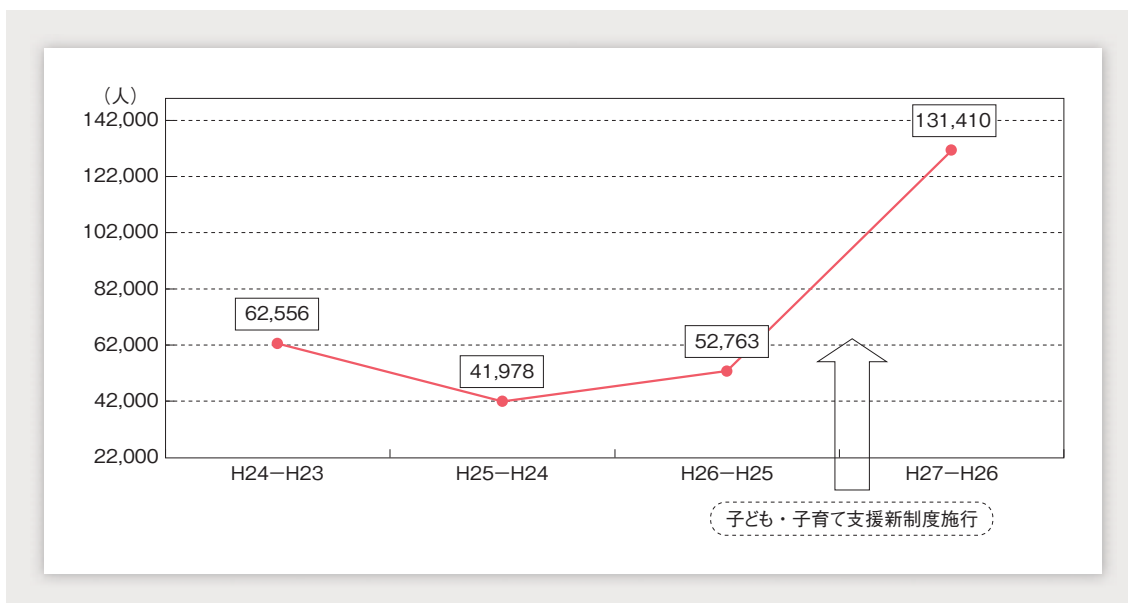


図3 待機児童数の推移

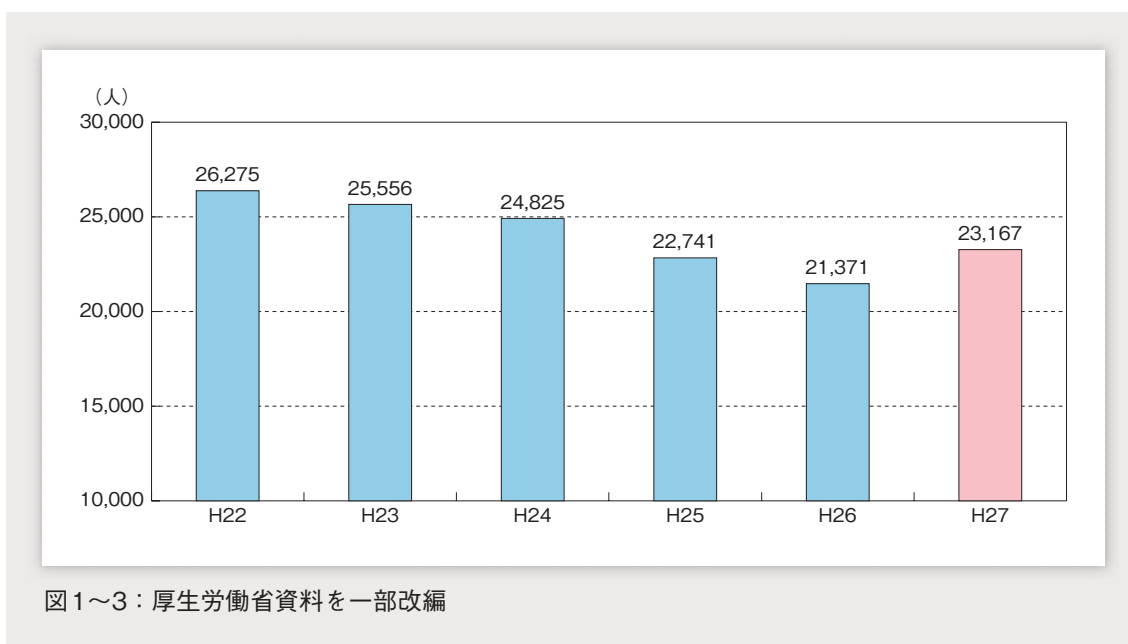


図1～3：厚生労働省資料を一部改編

また、2016（平成28）年3月28日には、待機児童解消までの緊急的な取組として「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」を公表した。

また、目下の待機児童問題に対し、幼稚園

においても、地域の状況を踏まえ、積極的に対応することとし、幼稚園における小規模保育事業や一時預かり事業等を推進し、「子育て支援」・「就労との両立支援」の機能を充実させることとしている。

**図4 待機児童解消に向けて緊急時に対応する施策について**

### 待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について

平成28年3月28日 厚生労働省

○ 待機児童解消までの**緊急的な取組**として、平成27年4月1日現在の**待機児童数が50人以上いる114市区町村**及び待機児童を解消するために**受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村**を対象に、以下の措置を実施する。

<div style="background-color: #FFD700; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進</li> </ul> </li> <li><b>2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中)</b></li> <li><b>3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中)</b></li> <li><b>4. 「保活」の実態を調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査</li> </ul> </li> <li><b>5. 保育コンシェルジュの設置促進(IVの1参照)</b></li> </ol>	<div style="background-color: #4682B4; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>III 受け皿確保のための施設整備促進</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 施設整備費支援の拡充</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化</li> <li>○ 地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進 <span style="float: right;">等</span></li> </ul> </li> <li><b>2. 改修費支援等の拡充</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充 <span style="float: right;">等</span></li> </ul> </li> </ol>
<div style="background-color: #90EE90; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>II 規制の弾力化・人材確保等</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請</li> </ul> </li> <li><b>2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「認可化移行運営費支援事業」の補助要件である認可化移行期限（5年間）を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援（運営費の一部及び改修費の補助）を行う <span style="float: right;">等</span></li> </ul> </li> </ol>	<div style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>IV 既存事業の拡充・強化</b></div> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 保育コンシェルジュの設置促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童が50人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング（利用者支援）の強化</li> </ul> </li> <li><b>2. 緊急的な一時預かり事業等の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供</li> </ul> </li> <li><b>3. 広域的保育所等利用事業の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を巡回バスを活用し促進</li> </ul> </li> <li><b>4. 地域の中での円滑な整備促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備（コーディネート等）を促進</li> </ul> </li> </ol>
<div style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>V 企業主導型保育事業の積極的展開</b></div>	

### 〈保育人材の確保に向けた取組〉

保育の受け皿拡大を図る中、保育の担い手である保育人材の確保が重要であるが、ハローワークにおける保育士の有効求人倍率は2倍超の状況であり、保育人材の確保は喫緊の課題となっている。

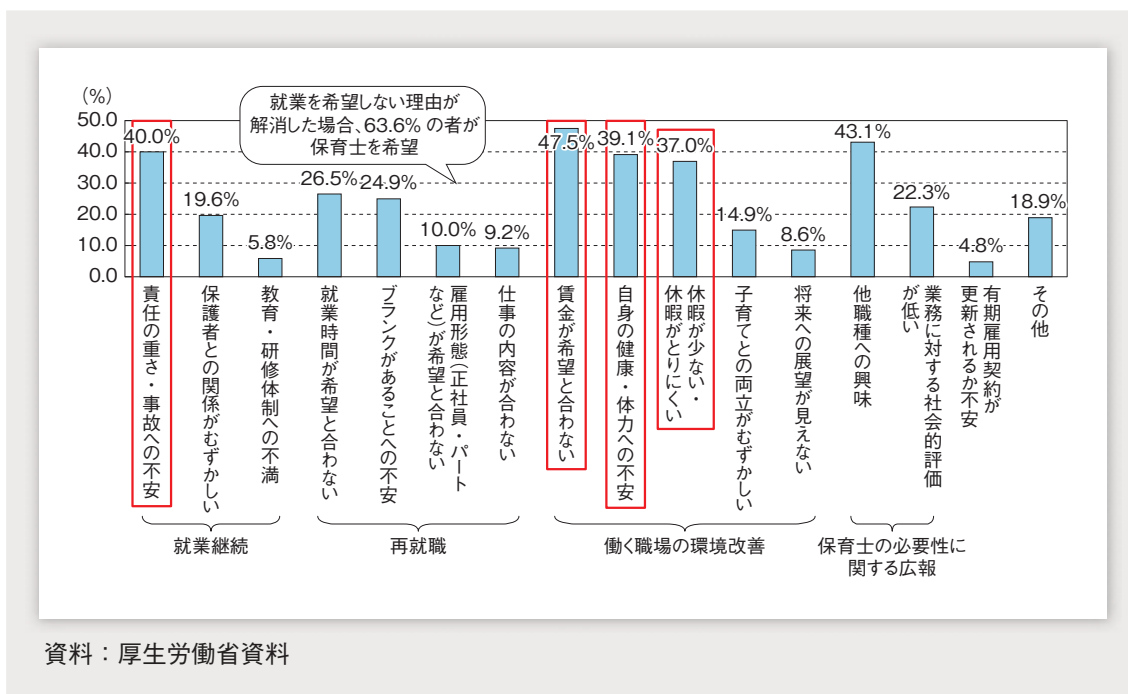
ハローワークにおいて実施した、保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査からは、責任の重さや事故に対する不安がある、再就職に当たりブランクへの不安がある、賃金が希望と合わない、と感じている者の割合が高いという結果が示されている(図5)。

こうした状況を踏まえ、政府としては、保育人材の確保のため、保育士資格の新規取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援、多様な人材の活用に総合的に取り組むこ

ととしており、修学資金貸付の拡充、保育補助者の雇上げ支援やICTの活用による業務の効率化、就職準備金や保育料の一部支援による再就職支援等に取り組んでいる。保育士<sup>1</sup>の処遇改善については、平成27年度から消費税財源を活用した3%相当の改善を行っている。また、人事院勧告を踏まえ、平成26年度補正予算で2%相当、平成27年度補正予算で1.9%相当の改善を行っている(図6)。

今後、更なる「質の向上」の一環として2%相当の処遇改善を行うとともに、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士<sup>1</sup>としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。

図5 保育士としての就業を希望しない理由（複数回答）



1 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。

図6 保育人材の確保

